

宮崎県保育士等キャリアアップ研修指定要項

平成29年12月 1日

令和 6年 4月 1日一部改正

宮崎県こども政策課

(趣旨)

第1条 この要項は、「保育士等キャリアアップ研修の実施について」(平成29年4月1日雇児保発0401第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知)において定める「保育士等キャリアアップ研修ガイドライン」(以下、「ガイドライン」という。)の6に規定する研修実施機関の指定について、指定の手続きその他必要な事項を定める。

(研修実施機関の指定要件)

第2条 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、研修実施機関として指定することができるものとする。

- (1) 市町村、指定保育士養成施設又は就学前の子どもに対する保育に関する研修の実績を有する非営利団体であること。
- (2) 研修事業を適正かつ円滑に実施するために必要な能力及び研修の実施に必要な財政基盤を有するものであること。
- (3) 研修事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、事業の収支を明らかにする書類を整備することができること。
- (4) 次の各号に掲げるものでないこと。

ア 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと。

(ア) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(イ) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(ウ) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

イ アの(イ)から(キ)までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人でないこと。

- (5) 実施する研修が、次の要件を満たしていること。

ア 研修内容等、研修修了の評価、研修修了の情報管理等について、ガイドラインに沿ったものであること。

イ 研修は、原則として第4条の規定による指定を受けた年度内に全て実施すること。

ウ 研修会場は、原則として宮崎県内であること。

エ 研修の開催日、時間帯及び研修会場、研修内容について、受講者が参加しやすいよう配慮と工夫がなされていること。

オ 受講者の本人確認、受講管理等が適切に行われること。

カ 事業者は、申請内容に沿った安全かつ適正な研修の実施を常に確認し、研修の運営に関し適切な判断と指示を行うことができる研修責任者を選定しておくこと。

キ 受講者について限定しないこと。（ただし、中核市が実施する研修において市内在住または市内の園に限定する場合を除く。）

ク 1分野15時間の研修を1つの団体（組織）で実施すること。ただし、次の場合は、2つ以上の団体（組織）等で合わせて実施することができる。

（ア）団体等の母体組織と支部（会）〔支部（会）とは、母体組織の長が認めるもの〕で合わせて15時間の研修を実施した上で、母体組織が、修了者名簿の作成、修了証発行等の受講者管理ができること。

（イ）2つ以上の団体等で合わせて15時間の研修を実施した上で、いずれかの団体が修了者名簿の作成や修了証発行等の受講者管理ができること。

（6）研修実施機関が研修を実施する場合、適切に研修を実施し、研修修了の評価を行うことができる範囲において、研修の一部を委託することができるものとする。

（指定の申請）

第3条 研修実施機関として指定を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、研修の受講者の募集を開始する2か月前までに、「保育士等キャリアアップ研修指定申請書（様式第1号）」に次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない（ただし、申請者が市町村及び指定保育士養成施設の場合は（4）から（10）までの提出は不要とする。）。なお、（4）から（10）までの提出は初回申請時のみとするが、必要に応じて提出を求める場合がある。

- （1）事業計画
- （2）研修カリキュラム
- （3）講師に関する書類
- （4）役員名簿
- （5）事業者規約（定款や寄附行為等）
- （6）登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- （7）財務状況の確認ができる書類（直近の決算書や予算書等）
- （8）研修実績の確認ができる書類
- （9）誓約書
- （10）個人情報管理規定
- （11）その他知事が必要と認める書類等

（指定の通知）

第4条 知事は、申請者及び事業の内容を審査し、第2条に規定する研修実施機関の指定要件を満たしていると認められる場合、「保育士等キャリアアップ研修指定通知書（様式第2号）」により指定を行う。

2 知事は、申請の内容がガイドライン及びこの要項に定める要件を満たさないとき

は、相当の期間を定めて申請者に補正を求め、申請者が期間内に補正を行わないときは、指定しないことができる。

- 3 知事は、前条の規定による指定の申請があったときは、必要に応じて、申請内容について、申請者に対して照会を行い、報告を求め、又は実地に調査を行うことができる。

(指定の効力)

第5条 前条の規定による指定は、指定を行った年度のみ効力を有する。

- 2 研修実施機関は、指定を受けた研修を翌年度も実施しようとする場合、研修の受講者の募集を開始する2か月前までに、「保育士キャリアアップ研修指定内容更新届出書(様式第3号)」に次に掲げる資料を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 事業計画
- (2) 研修カリキュラム
- (3) 講師に関する書類
- (4) その他知事が必要と認める書類等

- 3 前項の規定による「保育士等キャリアアップ研修指定内容更新届出書」に記載された事業の内容がガイドライン及びこの要項に定める要件を満たしていない場合、当該届出書は無効とし、指定の効力はなくなるものとする。

(変更等の届出)

第6条 研修実施機関は、第3条に規定する申請の内容を変更しようとするときは、「保育士等キャリアアップ研修指定内容変更届出書(様式第4号)」を提出しなければならない。

- 2 研修実施機関は、研修を中止したときには、「保育士等キャリアアップ研修中止届出書(様式第5号)」を10日以内に提出しなければならない。

(研修修了の評価)

第7条 研修実施機関は、研修修了者の質の確保を図る観点から、ガイドラインに基づき、適正に研修修了の評価を行わなければならない。

- 2 研修の受講において、研修実施機関の指示に従わないなど、態度が不適切な者や研修内容の理解を著しく欠いている者等については、研修修了の評価を行わないことができる。

(修了証の交付)

第8条 研修実施機関は、研修終了後速やかに、研修修了者に対し、「修了証(様式第6号)」交付しなければならない。

- 2 研修修了者が、虚偽又は不正の事実に基づいて修了証の交付を受けた場合等においては、研修の修了を取り消すことができる。
- 3 研修実施機関は、研修修了者の氏名の変更及び修了証の紛失等の申し出があった場合には、修了証の再発行を行うものとする。

(研修修了者名簿の提出)

第9条 研修実施機関は、修了証の交付後速やかに、「保育士等キャリアアップ研修実績報告書(様式第7号)」に、研修修了者に係る次の事項を記載した「研修修了者名簿(様式第8号)」を添付して、知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名、生年月日、住所
- (2) 保育士登録番号(保育士の場合に限る)
- (3) 勤務先施設の名称及び所在市町村名(現に保育所等で勤務している者に限る)
- (4) 修了した研修分野名
- (5) 修了証番号
- (6) 修了年月日

2 前項各号に掲げる事項を他都道府県及び市町村に情報提供することについて、受講申し込み時に受講希望者本人から同意を得るものとする。

(個人情報保護)

第10条 研修実施機関は、研修を実施する上で知り得た受講者の秘密の保持に留意し、個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することがないように、適切に管理しなければならない。

(調査及び指導)

第11条 知事は、研修実施機関に対し、必要があると認めるときは、事業に関する報告及びこれに係る書類の提出を求めるとともに、実地に検査を行うことができる。

2 知事は、研修の実施等に関して、適当でないと認めるときは、研修実施機関に対して改善の指導を行うことができる。

3 知事は、前項における指導を行ったときは、改善が認められるまで、一時的に研修を中止するよう指示することができる。

(指定の取消し)

第12条 知事は、研修実施機関が次のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。

- (1) ガイドライン及びこの要項に定める要件に適合しなくなったとき
- (2) 指定の申請又は実績報告等において、虚偽の申請又は報告を行ったとき
- (3) 事業を適正に実施する能力が欠けると認められるとき
- (4) 事業の実施に際し、不正な行為があったとき
- (5) 前条第2項に定める改善指導に従わないとき
- (6) その他研修実施機関として不適切と判断される時

附 則

この要項は、平成29年12月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年4月1日から施行する。